

富士川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

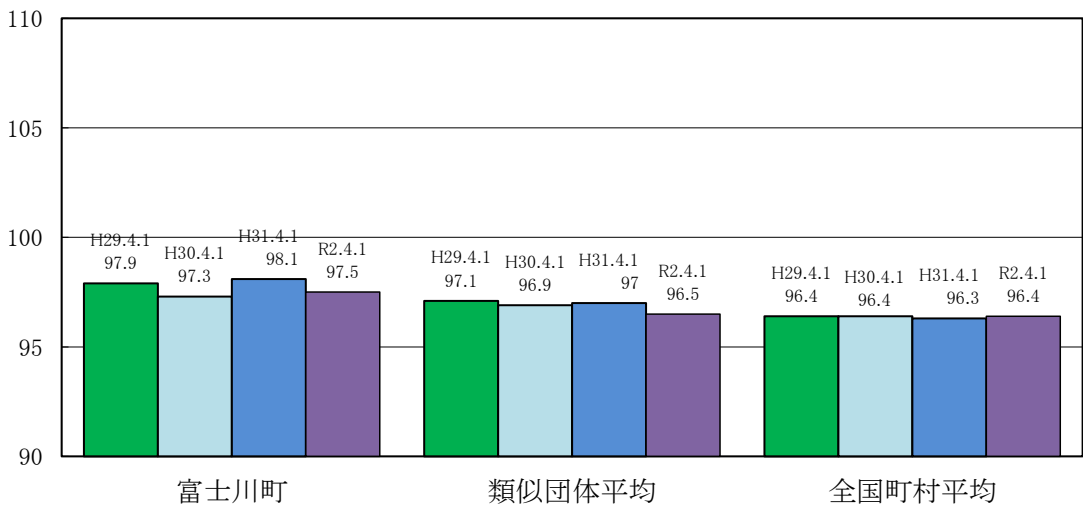
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支 人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成30年度人件費率
令和元年度	14,970人	千円 9,001,642	千円 416,910	千円 1,269,104	14.10%
					14.30%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
令和元年度	人 153	千円 564,667	千円 63,170	千円 227,015	千円 854,852	千円 5,587	千円 5,634	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成31年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- ※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※富士川町は人事委員会未設置のため記載なし。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円	%	%	%
			(%)			

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し
 [実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。□
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準0%に対し、富士川町においても0%

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合	令和元年度の 支給割合	令和2年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後					
国基準による 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
富士川町の 支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和2年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富士川町	40.8 歳	311,400 円	400,300 円	396,600 円
山梨県	43.4 歳	334,729 円	415,168 円	371,640 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.3 歳	304,566 円	349,405 円	330,531 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国 ベース)	対応する民間の類 似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
富士川町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち 学校給食	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富士川町	—	—	—
うち 学校給食	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された
 期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与額の額を加えた試算値である。

③看護保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富士川町	37.8 歳	289,500 円	356,700 円	353,800 円
山梨県	42.5 歳	358,893 円	455,376 円	383,297 円
国	47.3 歳	317,928 円	—	355,144 円
類似団体	41.6 歳	302,787 円	348,080 円	316,570 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和2年4月1日現在)

区 分		富士川町	山 梨 県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	190,115 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	156,061 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
看護保健職	大学卒	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円

※平成27年4月1日より保健師職は一般行政職給料表を適用

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和2年4月1日現在)

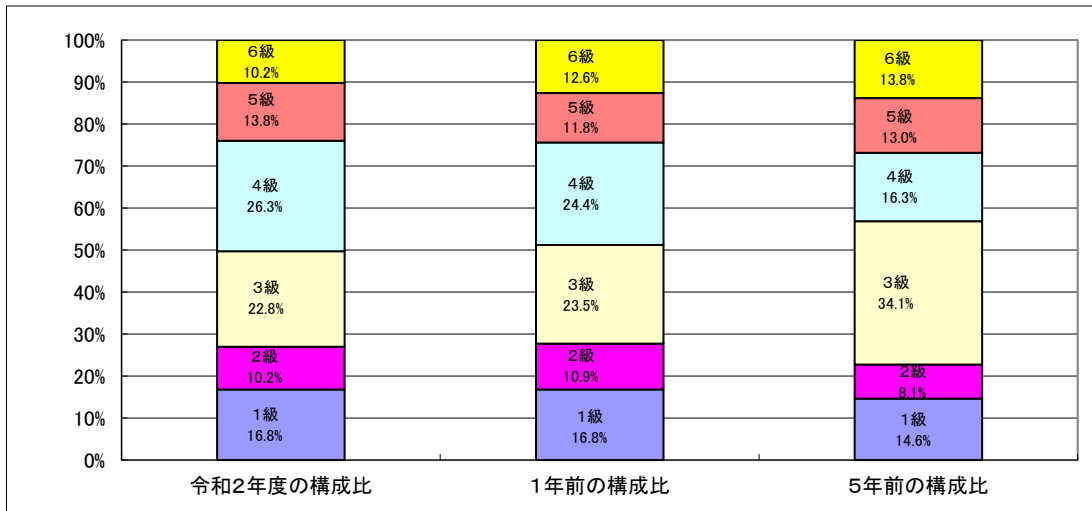
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,400 円	348,100 円	375,000 円	400,000 円
	高校卒	— 円	— 円	355,200 円	381,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
看護保健職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和2年4月1日現在)

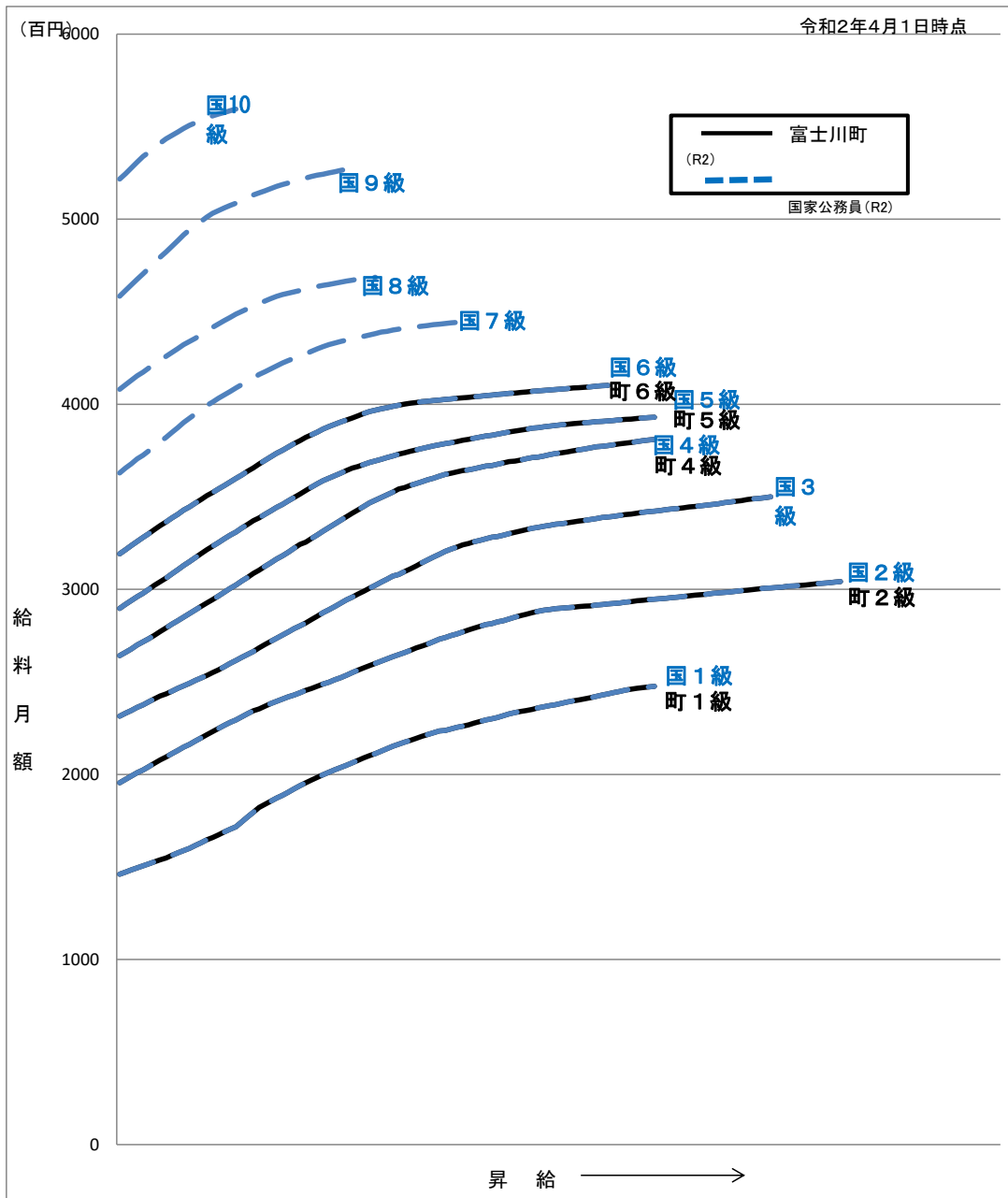
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給与月額	最高号給の 給与月額
6 級	会計管理者 課長 参事 局長 所長 室長	17 人	10.2 %	319,200 円	410,200 円
5 級	監 所長 室長 局長 課長補佐	23 人	13.8 %	289,700 円	393,000 円
4 級	主幹	44 人	26.3 %	264,200 円	381,000 円
3 級	主査 副主査	38 人	22.8 %	231,500 円	350,000 円
2 級	主任	17 人	10.2 %	195,500 円	304,200 円
1 級	主事 技師 主事補 技師補	28 人	16.8 %	146,100 円	247,600 円

(注) 1 富士川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



(3) 昇給への人事評価の活用状況（富士川町）

令和2年4月2日から令和3年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

富士川町	山梨県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,655 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,722 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和元年度年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和元年度年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (富士川町)

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率		○		○
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和2年4月1日現在)

富士川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%加算	
(退職時特別昇給)					
1人当たり平均支給額	千円	14,723 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		213 千円	
支給職員一人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		106,500 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
甲府市	3.50%	2人	6%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当 (令和2年4月1日現在)

支給実績 (令和元年度決算)		7 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)		1,750 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和元年度)		2.4 %	
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症患者の救護等	日額 1,000円
野犬狩従事手当	野犬狩に従事した職員	野犬狩	日額 1,000円
動物死がい処理手当	動物の死がい処理に従事した職員	動物の死がい処理	1件 1,000円
行旅病人取扱手当	行旅病人の保護に従事した職員	行旅病人の保護・収容	日額 1,500円
死体処理手当	死亡人の処理に従事した職員	死亡人の処理作業	日額 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和元年度決算)	23,897 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)	202 千円
支給実績 (平成30年度決算)	25,369 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成30年度決算)	205 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和元年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定扶養加算 5,000円	同		13,642 千円	290,255 円
住居手当	借家等居住月額16,000円を超える家賃を支払う職員 上限28,000円	同		7,581 千円	291,576 円
通勤手当	通勤距離 片道2Km以上の職員 通勤距離に応じて 月額2,000円～31,600円	同		3,035 千円	52,327 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円	—		12,852 千円	347,351 円
宿日直手当	1回 4,400円			2,156 千円	17,672 円

5 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分	給料	月額		等
		額	等	
給料	町長	685,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 855,000 円 / 550,000 円	
	副町長	580,000 円	680,000 円 / 476,000 円	
	教育長	538,000 円		
報酬	議長	295,000 円	408,000 円 / 218,000 円	
	副議長	240,000 円	340,000 円 / 174,000 円	
	議員	220,000 円	320,000 円 / 155,000 円	
期末手当	町長	(令和元年度支給割合)		
	副町長 教育長	4.50	月分	
退職手当	議長	(令和元年度支給割合)		
	副議長 議員	3.50	月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料 × 42/100 × 在任月数	1,381万円	任期毎
	備考	給料 × 25/100 × 在任月数	696万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

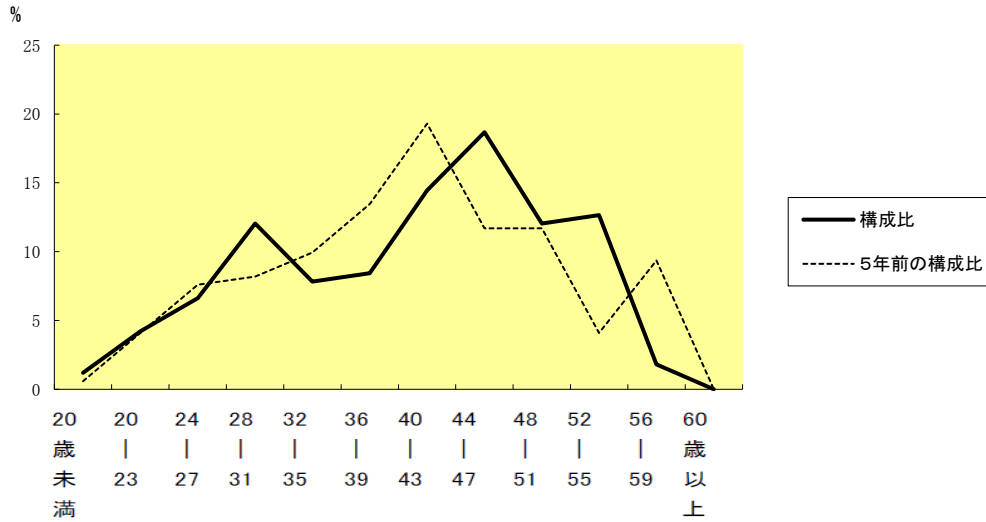
(1) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成31年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	事務の統廃合縮小
		総務	47	43	△ 4	
		税務	10	10	0	
		農水	8	8	0	
		商工	5	5	0	
土木		10	13	3		
民生		41	40	△ 1		
衛生	17	16	△ 1			
	計	140	137	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.59 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 87.85 人)	
	教育部門	13	13	0		
	小計	153	150	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.10 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 106.84 人)	
公営企業部門	上下水道	8	8	0		
	その他	8	8	0		
	小計	16	16	0		
	合計	169 [178]	166 [178]	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.55 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	7人	11人	20人	13人	14人	24人	31人	20人	21人	3人	0人	166人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		142	141	141	140	140	137	△5 (△3.5%)
教育		11	12	11	12	13	13	2 (18.2%)
消防								
普通会計		153	153	152	152	153	150	△3 (△2.0%)
公営企業等会計		18	18	18	16	16	16	△2 (△11.1%)
総合計		171	171	170	168	169	166	△5 (△2.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 元年度	千円 213,580	千円 23,939	千円 11,097	% 5.20	% 5.19

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 9,136 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 元年度	人 2	千円 7,100	千円 901	千円 3,096	千円 11,097	千円 5,549	千円 6,165

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
富士川町	42.6 歳	316,895 円	510,858円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

富士川町水道事業	富士川町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,548千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 1,655千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

富士川町水道事業			富士川町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算	
			（退職時特別昇給）		
			1人当たり平均支給額	千円	14,723千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和2年4月1日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	164 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	82 千円
支給実績（平成30年度決算）	117 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	59 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和元年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和元年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 特定扶養加算5,000円	同		180 千円	180,000 円
住居手当	借屋等住居月額 16,000円を超える 家賃を支払う職員 上限 28,000円	同		0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離の片道が 2km以上の職員で、 その距離に応じて 月額2,000円～ 31,600円	同		186 千円	62,280 円
管理職手当	課長補佐以上の管理職 6級4種 44,000円 6級5種 35,000円 5級5種 25,000円	—		420 千円	420,000 円